

Fund Report

ニッポン中小型株ファンド

追加型投信/国内/株式 ※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

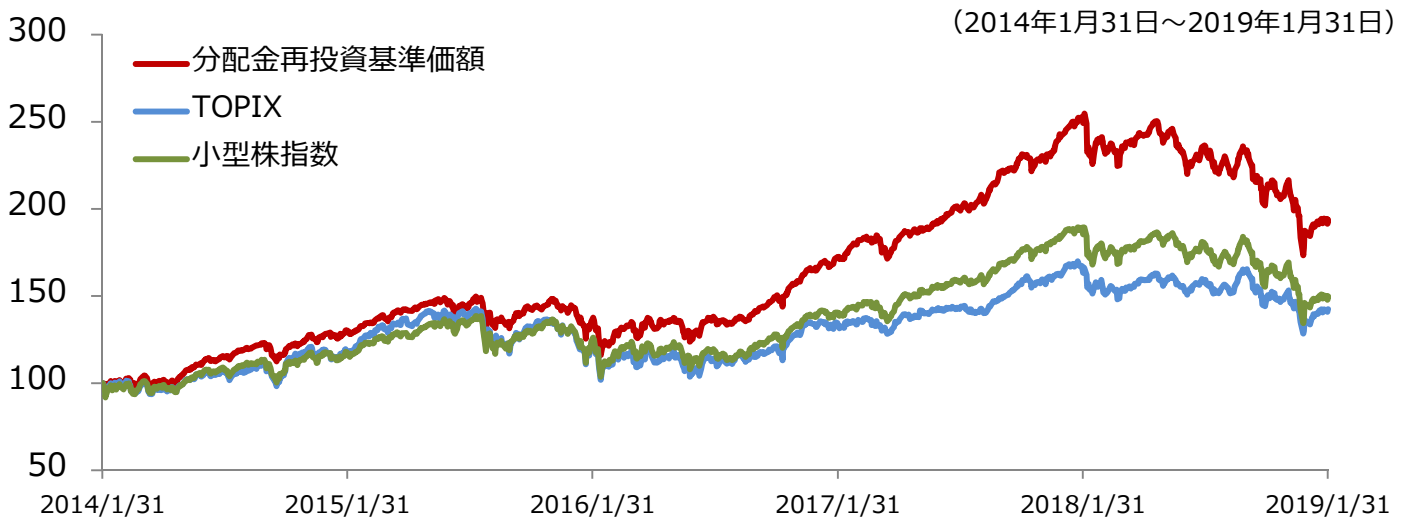
－ 株価下落で魅力が増した中小型株 －

日頃より『ニッポン中小型株ファンド』をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当ファンドは設定来、市場を大きく上回るパフォーマンスをあげてきましたが、2018年1月以降は世界的な株価下落や中小型株市場のピークアウトなどを受けて基準価額は下落傾向を辿りました。特に2018年10月以降は米中貿易戦争や米金利上昇などから大きく下落し、2018年の年間騰落率は-22.6%となりました。一方、当ファンドで多く組み入れている中小型割安株については、業績的にも堅調なものが多く、今後の上昇が期待できることなどから、2019年1月より追加設定の募集を再開致しました。

再開の経緯に関しては、2ページ目の担当ファンドマネージャーによる解説をご覧ください。

<基準価額等の推移>



	2014年1月末 ～2014年12月末	2014年12月末 ～2015年12月末	2015年12月末 ～2016年12月末	2016年12月末 ～2017年12月末	2017年12月末 ～2018年12月末	2018年12月末 ～2019年1月末
高	当ファンド 28.3%	当ファンド 12.7%	当ファンド 14.1%	当ファンド 46.6%	TOPIX -16.0%	TOPIX 4.9%
	TOPIX 17.6%	小型株指数 13.3%	小型株指数 4.3%	小型株指数 32.9%	小型株指数 -20.9%	当ファンド 3.4%
低	小型株指数 17.1%	TOPIX 12.1%	TOPIX 0.3%	TOPIX 22.2%	当ファンド -22.6%	小型株指数 3.0%

※当ファンド設定日(2014年2月3日)の前営業日(2014年1月31日)を100として指数化

※分配金再投資基準価額および騰落率は、信託報酬控除後の基準価額に対して、税引前分配金を決算日に再投資した修正基準価額をもとに算出、表示
※TOPIX: TOPIX(配当込)、小型株指数: TOPIX Small指数(配当込)。TOPIX(配当込)およびTOPIX Small指数(配当込)は、当ファンドのベンチマークではありません

(出所) 各種データをもとに大和住銀投信投資顧問作成

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

1/5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

資産運用のベストパートナー、だいすきぎん



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

Fund Report

ニッポン中小型株ファンド

<当ファンド募集再開の経緯について> (ファンドマネージャーのコメント)

当ファンドは1月から追加設定の募集を再開しました。今回は、なぜこのタイミングで募集を再開したかについてお話ししたいと思います。

これまで募集を停止していたのは、運用金額が増加し、ファンドの質を保つのが困難になったと判断したためです。投資対象は中小型株に限定しており、なかでも売買が不活発であることの多い割安銘柄を選んでいるため、一銘柄に投資できる金額は必ずしも大きくありません。追加買い付けが可能な割安銘柄が少なくなった場合、質を保つためには募集を停止するしかないのです。昨年1月にそういった状況となったため、募集を停止し、これまでお預かりした資金の運用に専念する方針を採りました。

今回募集を再開したのは、**昨年の株価下落によって**運用金額に余裕が生じ、かつ**魅力的な株価の銘柄が増加した**ためです。偶然にも募集停止直後が小型株市場のピークとなり、そこから現在までの間に、市場全体・当ファンドとも2割前後下落しました。個別銘柄で見ると、特に製造業関連の銘柄が大きく下落しており、業績堅調にもかかわらずピークから4割前後下落したものが珍しくありません。こういった銘柄を見ると、**素直に「買いたい」と思える**のです。

たしかに、世界景気は急速に不況の度合いを増しています。その原因としては米中摩擦が第一に挙げられますが、個人的には、現在のところむしろ昨年までのやり過ぎの反動という面が大きいと考えています。世界的な金融緩和の中で過熱状態に突き進んだ国や業界は数多く存在しているはずで、これからそれらの姿が徐々に明らかとなっていくのでしょうか。

それでも、11年前のリーマン・ショックをもたらしたサブプライムローンほどのやり過ぎはおそらく存在しないだろうと考えています。世界最大の経済大国で広範な非富裕層に無茶な貸付が行われ、それが証券化されて海外の金融機関にもリスクが波及する、といった世界経済を破滅に追い込み得る規模の不健全な行為が今回も行われているとは、少なくとも私には想像もできません。

私の中では、募集停止直前に比べると、お客様の資金をお預かりすることに対するプレッシャーははるかに小さくなっています。**企業経済が根底から崩れ去るリスクがあるのでない限り、株価下落は買いのタイミング**であると考えているからです。

※当コメントは、資料作成時点における市場環境もしくはファンドの運用方針等について、運用担当者（ファンドマネージャー他）の見方あるいは考え方を記載したもので当該運用方針は変更される場合があり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、将来の運用成果等を約束するものでもありません。

Fund Report

ニッポン中小型株ファンド

<ファンドの目的>

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてわが国の中小型株に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの特色>

- わが国の中小型株に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - 当ファンドは「ニッポン中小型株マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。
 - わが国の全上場株式（上場予定を含む）のうち、相対的に時価総額の小さい株式を主要投資対象とします。
- 綿密な企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、利益成長および成長の持続性等を勘案したファンダメンタルズ価値に対して、株価水準が割安と判断する銘柄に投資します。
- 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 - 決算日は毎年2月2日（休業日の場合は翌営業日）とします。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 - 収益分配金は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
 - 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向、残存元本等によっては、ならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<投資リスク（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- お申込みの際には、販売会社からお渡します「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 基準価額を変動させる要因として主に、■株価変動に伴うリスク ■流動性リスク ■信用リスクがあります。ただし、上記はすべてのリスクを表したものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

3 / 5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

Fund Report

ニッポン中小型株ファンド

<ファンドの費用（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料 購入価額に**3.24%(税抜3.0%)を上限**として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。
※詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。
- 信託財産留保額 換金申込受付日の基準価額に**0.3%**を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬） 毎日、信託財産の純資産総額に**年率1.782%（税抜1.65%）**を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用（信託報酬）の配分>

委託会社	年率 0.80%（税抜）	ファンドの運用等の対価
販売会社	年率 0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率 0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- その他の費用・手数料 財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産から支払われます。
※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<お申込みメモ（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）>

- 信託期間 2014年2月3日から2029年2月2日（15年）
- 購入単位 販売会社がそれぞれ定めた単位とします。
※お申込みの販売会社までお問い合わせください。
- 購入価額 購入申込受付日の基準価額
- 換金単位 販売会社がそれぞれ定めた単位とします。
※お申込みの販売会社までお問い合わせください。
- 換金価額 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
- 換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
- 決算日 毎年2月2日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
- 収益分配 年1回の決算時に分配を行います。

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

4 / 5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

Fund Report

ニッポン中小型株ファンド

＜投資信託に関する留意点＞

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。
投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社の本支店等にご用意しております。
- 投資信託は、元本保証、利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

＜委託会社およびその他の関係法人＞

■委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

大和住銀投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第353号
加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

■受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

■販売会社

取扱販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○	○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○	
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○			
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号	○		○	○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第21号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号	○		○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○			○
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第26号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1771号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号	○			

(50音順)

3ページ目以降の「投資リスク」と「ファンドの費用」の内容について必ずご確認ください

5 / 5

■当資料は、ファンドの運用状況や関連する情報等をお知らせするために大和住銀投信投資顧問が作成した資料です。■当資料内の運用実績等に関する数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は預金、保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■銀行など登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。